

総務財政委員会 案件一覧

(令和6年11月28日開催分)

○付託議案審査 7件

部局	(案) 上程順	件名	資料番号	説明者 (所管課長名等)
総務部	1	第 132 号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1	堀江 人事課長
		第 133 号議案 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	2	
		第 129 号議案 大田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例	3	鈴木 総務課長
		第 130 号議案 大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
		第 131 号議案 大田区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例		
		第 134 号議案 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例		
		第 135 号議案 大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例		

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

(1) 給料表〔第5条 別表第1・2・3・4・5〕

項目	内容
行政職給料表 (一)(二) 医療職給料表 (一)(二)(三)	<ul style="list-style-type: none"> ・行(一)について、初任給、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給について、給料月額を上げる。 ・その他の給料表は、行(一)との均衡を考慮した改定を行う。

(2) 特別給(期末手当・勤勉手当)〔第21条〕

- ・年間の支給月数を0.2月引上げ(現行4.65月→4.85月)
- ・引き上げ分は、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

【現行】一般職員の場合(再任用職員以外の職員)

	6月	12月	計
期末手当	1.200月	1.200月	2.400月
勤勉手当	1.125月	1.125月	2.250月
計	2.325月	2.325月	4.650月

【改正後】

	令和6年度			令和7年度以降		
	6月	12月	計	6月	12月	計
期末手当	1.200月	1.300月	2.500月	1.250月	1.250月	2.500月
勤勉手当	1.125月	1.225月	2.350月	1.175月	1.175月	2.350月
計	2.325月	2.525月	4.850月	2.425月	2.425月	4.850月

(3) 扶養手当〔第10条〕

扶養手当額に係る配偶者等に係る手当を廃止するとともに、子に係る手当額の増額について改定を行う。

【各年度における扶養手当の手当額】

扶養親族	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	配偶者等		6,000円	4,000円	2,000円
子		9,000円	9,500円	10,000円	10,500円
	特定加算※	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円
父母等		6,000円	6,000円	6,000円	6,000円

※特定加算は、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子が対象

2 改正理由

- (1) 給与等実態調査により、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差 11,029 円 (2.89%) を解消するため、給料表を改定する。
人材確保の観点、民間企業や国における初任給の動向を踏まえて初任給を引上げる。
- (2) 民間の特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を 0.2 月引上げ 4.85 月とする。
- (3) 国における扶養手当の見直しを踏まえ、民間企業における家族手当の支給状況の変化、職員の扶養手当支給実態等を勘案し、改正する。

3 施行予定日

- (1) 公布の日。給料表の改定は令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- (2) 令和 6 年度分は公布の日、令和 7 年度以降分は令和 7 年 4 月 1 日。
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日。受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、改正は段階的に実施する。

職員の給与に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧（現行）
<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号</p> <p>第1条から第9条の2まで（現行のとおり） （初任給調整手当）</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1）医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>27万5,700円</u></p> <p>（2）・（3）（現行のとおり）</p> <p>2から3まで（現行のとおり）</p> <p>第10条から第20条まで（現行のとおり） （期末手当）</p> <p>第21条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4・5（現行のとおり）</p> <p>第21条の2から第21条の3まで（現行のとおり） （勤勉手当）</p> <p>第21条の4（現行のとおり）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤</p>	<p>○職員の給与に関する条例 昭和26年10月16日 条例第19号</p> <p>第1条から第9条の2まで（略） （初任給調整手当）</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>（1）医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>26万8,500円</u></p> <p>（2）・（3）（略）</p> <p>2から3まで（略）</p> <p>第10条から第20条まで（現行のとおり） （期末手当）</p> <p>第21条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4・5（略）</p> <p>第21条の2から第21条の3まで（略） （勤勉手当）</p> <p>第21条の4（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤</p>

新	旧（現 行）
<p>務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の122.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、<u>100分の140</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで（現行のとおり） 第21条の5から第23条まで（現行のとおり） <u>別表第1から第5まで（略）（全部改正）</u></p>	<p>務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで（略） 第21条の5から第23条まで（略） <u>別表第1から第5まで（略）（全部改正）</u></p>

職員の給与に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧（第1条による改正後の条例案）
<p data-bbox="260 257 598 288">○職員の給与に関する条例</p> <p data-bbox="587 304 810 336">昭和26年10月16日</p> <p data-bbox="671 349 810 380">条例第19号</p> <p data-bbox="172 398 576 430">第1条から第9条の2まで（略）</p> <p data-bbox="220 445 440 477">（初任給調整手当）</p> <p data-bbox="172 492 815 972">第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p data-bbox="204 987 815 1104">（1） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>31万5,200円</u></p> <p data-bbox="204 1160 440 1191">（2）・（3）（略）</p> <p data-bbox="177 1207 328 1238">2・3（略）</p> <p data-bbox="188 1254 328 1285">（扶養手当）</p> <p data-bbox="172 1301 815 1373">第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p data-bbox="172 1388 815 1505">2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p data-bbox="220 1520 312 1552"><u>（削除）</u></p> <p data-bbox="220 1890 355 1921">（1）（略）</p> <p data-bbox="220 1937 355 1968">（2）（略）</p> <p data-bbox="220 1984 355 2016">（3）（略）</p>	<p data-bbox="927 257 1265 288">○職員の給与に関する条例</p> <p data-bbox="1251 304 1474 336">昭和26年10月16日</p> <p data-bbox="1335 349 1474 380">条例第19号</p> <p data-bbox="839 398 1243 430">第1条から第9条の2まで（略）</p> <p data-bbox="887 445 1107 477">（初任給調整手当）</p> <p data-bbox="839 492 1482 972">第9条の3 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の期間、採用の日（第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則（以下「人事委員会規則」という。）で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p data-bbox="871 987 1482 1104">（1） 医療職給料表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>27万5,700円</u></p> <p data-bbox="871 1160 1123 1191">（2）・（3）（略）</p> <p data-bbox="844 1207 995 1238">2・3（略）</p> <p data-bbox="855 1254 995 1285">（扶養手当）</p> <p data-bbox="839 1301 1482 1373">第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。</p> <p data-bbox="839 1388 1482 1505">2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p data-bbox="871 1520 1482 1874"><u>（1） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又はパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）</u></p> <p data-bbox="887 1890 1023 1921">（2）（略）</p> <p data-bbox="887 1937 1023 1968">（3）（略）</p> <p data-bbox="887 1984 1023 2016">（4）（略）</p>

新	旧（第1条による改正後の条例案）
<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p>
<p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p><u>(1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u> 10,500円</p> <p><u>(2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族</u> 6,000円</p>	<p>3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。</p> <p><u>(1) 前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族</u> 6,000円</p> <p><u>(2) 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u> 9,000円</p>
<p>4 (略)</p> <p>第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>又はパートナーシップ関係<u>(双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。)</u>の相手方<u>(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)</u>(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p>	<p>4 (略)</p> <p>第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第11条の2 (略)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第11条の3 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第12条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの</p>

新	旧（第1条による改正後の条例案）
<p>2・3（略） （期末手当） 第21条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4・5（略） 第21条の2及び第21条の3（略） （勤勉手当） 第21条の4（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の135</u>」とあるのは「<u>100分の66.25</u>」とする。</p> <p>4から6まで（略） 第21条の5から第23条まで（略）</p>	<p>2・3（略） （期末手当） 第21条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4・5（略） 第21条の2及び第21条の3（略） （勤勉手当） 第21条の4（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の<u>122.5</u>（第9条の2第1項の規定に基づき指定する職員にあつては、<u>100分の140</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の140</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4から6まで（略） 第21条の5から第23条まで（略）</p>
<p style="text-align: center;">付 則 <u>（施行期日等）</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 第1条の規定（第21条第2項及び第3項並びに第21条の4第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。</u> <u>（令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）</u></p> <p><u>3 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の</u></p>	

新	旧（第1条による改正後の条例案）
<p><u>日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。</u></p> <p><u>（施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整）</u></p> <p><u>4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</u></p> <p><u>（給与の内払）</u></p> <p><u>5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。</u></p> <p><u>（扶養手当に関する特例措置）</u></p> <p><u>6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「9,500円」とする。</u></p> <p><u>7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「10,500円」とあるのは、「10,000円」とする。</u></p> <p><u>8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の職員の給与に関する条例第10条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後</u></p>	

新	旧（第1条による改正後の条例案）
<p><u>の条例第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の手当を支給するものとする。</u></p> <p><u>1 令和7年度 4,000円</u></p> <p><u>2 令和8年度 2,000円</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p><u>9 付則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。</u></p>	

総務財政委員会 令和6年11月28日
総務部 資料2番
所管 人事課

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

特別給（期末手当）の支給月数を0.2月引き上げる。〔第16条及び第29条〕
引き上げ分は、民間の状況等を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

【現行】

	6月	12月	計
期末手当	1.200月	1.200月	2.400月
勤勉手当	1.125月	1.125月	2.250月
計	2.325月	2.325月	4.650月

【改正後】

	令和6年度			令和7年度以降		
	6月	12月	計	6月	12月	計
期末手当	1.200月	1.300月	2.500月	1.250月	1.250月	2.500月
勤勉手当	1.125月	1.225月	2.350月	1.175月	1.175月	2.350月
計	2.325月	2.525月	4.850月	2.425月	2.425月	4.850月

2 改正理由

常勤職員の特別給を引上げることを踏まえ、年間の支給月数を0.2月引き上げる。

3 施行予定日

令和6年度分は公布の日、令和7年度以降分は令和7年4月1日。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧（現行）
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月4日 条例第26号</p> <p>第1条から第15条まで（現行のとおり） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（現行のとおり） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条の2（現行のとおり）</p> <p>2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第17条から第28条まで（現行のとおり） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（現行のとおり）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（現行のとおり） （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第29条の2（現行のとおり）</p> <p>2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（現行のとおり）</p> <p>第30条から第33条まで（現行のとおり）</p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月4日 条例第26号</p> <p>第1条から第15条まで（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条の2（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第17条から第28条まで（略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略） （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第29条の2（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第30条から第33条まで（略）</p>

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧（第1条による改正後の条例案）
<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月4日 条例第26号</p> <p>第1条から第15条まで（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条の2（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第17条から第28条まで（略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略） （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第29条の2（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第30条から第33条まで（略）</p> <p><u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">令和元年10月4日 条例第26号</p> <p>第1条から第15条まで（略） （フルタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第16条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略） （フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第16条の2（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第17条から第28条まで（略） （パートタイム会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第29条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略） （パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）</p> <p>第29条の2（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3及び4（略）</p> <p>第30条から第33条まで（略）</p>

大田区特別職報酬等の改定について

1 給料・報酬月額の改定について

(1) 改定内容

一般職員に対する給与改定内容を踏まえ、給料・報酬月額を上げる。

(2) 改定額一覧

		現行月額（円）	改定後月額（円）	増減額（円）	増減率（％）
区長等	区長	1,158,200	<u>1,168,600</u>	<u>10,400</u>	0.90
	副区長	929,500	<u>937,800</u>	<u>8,300</u>	0.89
委員会 教育	教育長	831,600	<u>839,000</u>	<u>7,400</u>	0.89
	※委員	246,600	<u>248,800</u>	<u>2,200</u>	0.89
選挙管理委員会	※委員長	296,400	<u>299,000</u>	<u>2,600</u>	0.88
	※職務代理	266,500	<u>268,800</u>	<u>2,300</u>	0.86
	※委員	246,600	<u>248,800</u>	<u>2,200</u>	0.89
監査委員	※議員選出	171,800	<u>173,300</u>	<u>1,500</u>	0.87
	※識見	357,400	<u>360,600</u>	<u>3,200</u>	0.90
	常勤監査委員	627,000	<u>632,600</u>	<u>5,600</u>	0.89
区議会	議長	931,500	<u>939,800</u>	<u>8,300</u>	0.89
	副議長	785,800	<u>792,800</u>	<u>7,000</u>	0.89
	委員長	659,900	<u>665,800</u>	<u>5,900</u>	0.89
	副委員長	633,000	<u>638,600</u>	<u>5,600</u>	0.88
	議員	614,100	<u>619,600</u>	<u>5,500</u>	0.90

※印の職にある者には期末手当は支給されない。

(3) 施行日 令6年12月1日

2 期末手当の改定について

(1) 改定内容

一般職員の改定月数の改定率を準用し、年間の支給月数を上げる。
(区長・副区長・常勤監査委員・教育長 0.16月 現行 3.83月→3.99月
区議会議員 0.17月 現行 4.05月→4.22月)

(2) 区長・副区長・常勤監査委員・教育長の支給月数

【現行】

	6月	12月	計
支給月数	1.915月	1.915月	3.83月

【改定後】

	6月	12月	計
(1) 令和6年度	1.915月	<u>2.075月</u>	<u>3.99月</u>
(2) 令和7年度以降	<u>1.995月</u>	<u>1.995月</u>	3.99月

(3) 区議会議員の支給月数

【現行】

	6月	12月	計
支給月数	2.025月	2.025月	4.05月

【改定後】

	6月	12月	計
(1) 令和6年度	2.025月	<u>2.195月</u>	<u>4.22月</u>
(2) 令和7年度以降	<u>2.11月</u>	<u>2.11月</u>	4.22月

(4) 施行日

- ア 令和6年度分 令和6年12月1日
- イ 令和7年度以降分 令和7年4月1日

3 改正する条例名

- (1) 大田区長等の給料等に関する条例
- (2) 大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例
- (3) 大田区監査委員の給与等に関する条例
- (4) 大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例
- (5) 大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

大田区長等の給料等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧												
<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p>	<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p>												
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 区長等の給料の額は、別表1による。</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,168,600円</u></td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;"><u>937,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 (略)</p>	職名	給料月額	区長	<u>1,168,600円</u>	副区長	<u>937,800円</u>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 区長等の給料の額は、別表1による。</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の191.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別表1 (第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区長</td> <td style="text-align: right;"><u>1,158,200円</u></td> </tr> <tr> <td>副区長</td> <td style="text-align: right;"><u>929,500円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表2 (略)</p>	職名	給料月額	区長	<u>1,158,200円</u>	副区長	<u>929,500円</u>
職名	給料月額												
区長	<u>1,168,600円</u>												
副区長	<u>937,800円</u>												
職名	給料月額												
区長	<u>1,158,200円</u>												
副区長	<u>929,500円</u>												

大田区長等の給料等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の199.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>別表1及び別表2（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は令和6年12月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区長等の給料等に関する条例 昭和23年10月21日 条例第33号</p> <p>第1条から第4条まで（略）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>(2) 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>(3) 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>別表1及び別表2（略）</p>

大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧																										
<p>○大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 9 月28日 条例第11号</p>	<p>○大田区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年 9 月28日 条例第11号</p>																										
<p>第1条 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員会の委員等の報酬は、選挙管理委員会の補充員を除き、月額とし、その額は、別表による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p><u>別表 (第2条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">委員会の名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td style="text-align: right;"><u>248,800円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td style="text-align: right;"><u>299,000円</u></td> </tr> <tr> <td>委員長職務代理者</td> <td style="text-align: right;"><u>268,800円</u></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;"><u>248,800円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和6年12月1日から施行する。</u></p>	委員会の名称	報酬月額		教育委員会	委員	<u>248,800円</u>	選挙管理委員会	委員長	<u>299,000円</u>	委員長職務代理者	<u>268,800円</u>	委員	<u>248,800円</u>	<p>第1条 (略)</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第2条 委員会の委員等の報酬は、選挙管理委員会の補充員を除き、月額とし、その額は、別表による。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3条及び第4条 (略)</p> <p><u>別表 (第2条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">委員会の名称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">報酬月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育委員会</td> <td>委員</td> <td style="text-align: right;"><u>246,600円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選挙管理委員会</td> <td>委員長</td> <td style="text-align: right;"><u>296,400円</u></td> </tr> <tr> <td>委員長職務代理者</td> <td style="text-align: right;"><u>266,500円</u></td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td style="text-align: right;"><u>246,600円</u></td> </tr> </tbody> </table>	委員会の名称	報酬月額		教育委員会	委員	<u>246,600円</u>	選挙管理委員会	委員長	<u>296,400円</u>	委員長職務代理者	<u>266,500円</u>	委員	<u>246,600円</u>
委員会の名称	報酬月額																										
教育委員会	委員	<u>248,800円</u>																									
選挙管理委員会	委員長	<u>299,000円</u>																									
	委員長職務代理者	<u>268,800円</u>																									
	委員	<u>248,800円</u>																									
委員会の名称	報酬月額																										
教育委員会	委員	<u>246,600円</u>																									
選挙管理委員会	委員長	<u>296,400円</u>																									
	委員長職務代理者	<u>266,500円</u>																									
	委員	<u>246,600円</u>																									

大田区監査委員の給与等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
○大田区監査委員の給与等に関する条例	○大田区監査委員の給与等に関する条例
平成4年12月4日 条例第71号	平成4年12月4日 条例第71号
第1条（略） （給料額及び報酬額）	第1条（略） （給料額及び報酬額）
第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、月額 <u>63万2,600円</u> とする。	第2条 人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから選任された監査委員（以下「識見監査委員」という。）で常勤のもの（以下「常勤の監査委員」という。）の給料の額は、月額 <u>62万7,000円</u> とする。
2 識見監査委員で非常勤のもの報酬の額は、月額 <u>36万0,600円</u> とする。	2 識見監査委員で非常勤のもの報酬の額は、月額 <u>35万7,400円</u> とする。
3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額 <u>17万3,300円</u> とする。	3 議員のうちから選任された監査委員の報酬の額は、月額 <u>17万1,800円</u> とする。
第3条（略） （その他の給与）	第3条（略） （その他の給与）
第4条（略）	第4条（略）
2（略）	2（略）
3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 （1）給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 （2）前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 （3）給料月額に100分の25を乗じて得た額	3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の191.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。 （1）給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額 （2）前号の合計額に100分の20を乗じて得た額 （3）給料月額に100分の25を乗じて得た額
4から6まで（略）	4から6まで（略）
第5条（略）	第5条（略）

大田区監査委員の給与等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
○大田区監査委員の給与等に関する条例	○大田区監査委員の給与等に関する条例
平成4年12月4日 条例第71号	平成4年12月4日 条例第71号
第1条から第3条まで（略） （その他の給与）	第1条（略） （その他の給与）
第4条（略）	第4条（略）
2（略）	2（略）
3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の199.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。	3 期末手当の額は、6月及び12月に支給する場合のそれぞれについて、次に掲げる額の合計額に <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。
（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額	（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額
（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額	（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額
（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額	（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額
4から6まで（略）	4から6まで（略）
第5条（略）	第5条（略）
<u>付 則</u>	
<u>この条例中第1条の規定は令和6年12月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。</u>	

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条（略） （給料の額）</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額<u>83万9,000円</u>とする。</p> <p>第3条及び第4条（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p>	<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条（略） （給料の額）</p> <p>第2条 教育長の給料は、月額<u>83万1,600円</u>とする。</p> <p>第3条及び第4条（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の191.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p>

大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧
<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の199.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は令和6年12月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。</u></p>	<p>○大田区教育委員会教育長の給与等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">昭和31年10月2日 条例第14号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （支給方法等）</p> <p>第5条 給料の支給方法並びに地域手当、通勤手当及び期末手当の額、支給方法その他支給に関しては、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）の適用を受ける職員の例による。ただし、6月及び12月に支給する各期末手当の額は、それぞれ、次に掲げる額の合計額に<u>100分の207.5</u>を乗じて得た額に、同条例の適用を受ける職員の例により支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1） 給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額</p> <p>（2） 前号の合計額に100分の20を乗じて得た額</p> <p>（3） 給料月額に100分の25を乗じて得た額</p> <p>2及び3（略）</p> <p>第6条（略）</p>

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第1条による改正）新旧対照表

新	旧																
<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号</p>	<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号</p>																
<p>第1条（略） （議員報酬の額）</p>	<p>第1条（略） （議員報酬の額）</p>																
<p>第2条 議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長の職にある議員 月額 <u>93万9,800円</u></p> <p>副議長の職にある議員 月額 <u>79万2,800円</u></p> <p>委員会委員長の職にある議員 月額 <u>66万5,800円</u></p> <p>委員会副委員長の職にある議員 月額 <u>63万8,600円</u></p> <p>議員 月額 <u>61万9,600円</u></p>	<p>第2条 議会議員の議員報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>議長の職にある議員 月額 <u>93万1,500円</u></p> <p>副議長の職にある議員 月額 <u>78万5,800円</u></p> <p>委員会委員長の職にある議員 月額 <u>65万9,900円</u></p> <p>委員会副委員長の職にある議員 月額 <u>63万3,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>61万4,100円</u></p>																
<p>第3条及び第4条（略） （期末手当）</p>	<p>第3条及び第4条（略） （期末手当）</p>																
<p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に<u>100分の219.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月未満	100分の60																
3か月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月未満	100分の60																
3か月未満	100分の30																

新	旧
3 (略) 第 6 条 (略)	3 (略) 第 6 条 (略)

大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（第2条による改正）新旧対照表

新	旧																
<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に<u>100分の211</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>この条例中第1条の規定は令和6年12月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。</u></p>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30	<p>○大田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 昭和31年9月28日 条例第10号</p> <p>第1条から第4条まで（略） （期末手当）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了等によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者に支給すべき第2条に定める議員報酬月額とその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額との合算額に<u>100分の219.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間（議員が任期満了等によりその職を離れ、その月又は翌月に再び議員に就職した場合には、引き続き在職したものとみなす。）の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">在職期間</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月</td> <td>100分の100</td> </tr> <tr> <td>3か月以上6か月未満</td> <td>100分の60</td> </tr> <tr> <td>3か月未満</td> <td>100分の30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3（略）</p> <p>第6条（略）</p>	在職期間	割合	6か月	100分の100	3か月以上6か月未満	100分の60	3か月未満	100分の30
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月未満	100分の60																
3か月未満	100分の30																
在職期間	割合																
6か月	100分の100																
3か月以上6か月未満	100分の60																
3か月未満	100分の30																